

事務所ニュース

労働保険事務組合会
第一労務協会京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18
TEL.(075)864-3366
FAX.(075)864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

ス ポ ッ ト

**法整備で徐々に埋まる「外堀」
60歳代後半まで就労の時代へ**

3月末に、雇用保険法等を改正する法律が成立しました。改正事項の

1つとして、「65歳以上の高齢者に対する雇用保険の適用」が挙げられています。

これまでも「65歳に達する前から引き続き雇用されている者」は、「高年齢継続被保険者」として雇用保険の被保険者資格を継続する仕組みでした。65歳以上で、「新たに雇用された者」は、雇用保険加入の必要がありませんでした。

しかし、改正後(平成29年1月1日施行)は、そうした人も「高年齢被保険者」として、雇用保険法の適用を受けます。60歳代後半は、「職業生活から引退の時期」という從来からの位置づけが大きく変わったこ

とになります。

一方、今年の4月から、高年法（高齢者等の雇用の安定等に関する法律）関係では、経過措置に基づく「継続雇用の最低年齢」の変更が

実施されています。

高年法の本則では、「希望者全員65歳まで継続雇用」の原則を謳っています。しかし、平成24年改正法附則により、一定年齢に達した場合、

「労使協定に基づく基準を満たさない高齢者」は対象から除くルールとなっています。

今年の4月には、その「一定年齢」が61歳から62歳に引き上げられました。なぜこのタイミングが選ばれたのか、その回答はクイズのように複雑です。

去年の4月以降60歳に達した男性

は、60歳代前半の老齢厚生年金の支給開始年齢が62歳になります。今年の4月以降、その世代が順次61歳に達します。

希望者全員継続雇用の最低年齢（経過措置）が61歳のままだと、継続雇用の対象から外れた高齢者は、61歳から62歳まで「年金の空白期間」の収入確保が難しくなります。そこで、最低年齢を62歳に修正したわけです。

希望者全員65歳雇用のスケジュールが完成するのは、まだまだ先の話です。しかし、雇用保険法の改正をみる限り、既に役所の頭のなかでは、「60歳代後半まで当たり前に働く」未来像が、明確に描かれていくようです。

2016

6

賃金の決定要素(生活保障)

知つて得する



賃金実務

賃金は、どのような要素に基づいて決まるのでしょうか。人事考課では、提供された労働の質・量を中心評価します。しかし、その他に、生活保障や市場価格等も大きな影響を及ぼします。今回は、生活保障という観点をクローズ・アップします。「日々のパンのため」に働くのが労働の原点だからです。

賃金は、労働者の「生活の糧」です。ですから、労基法でも、賃金の支払について、厳しく規制しています(賃金支払の5原則)。生活水準の向上とともに、賃金は「個々人の会社貢献度に応じて決める」という考え方方が主流となっていました。

しかし、食うや食わざの時代には、むしろ「労働力の再生産」という観点が重要視されていました。賃金原資が少ないときは、実力主義に基づき賃金に格差を付けるよりは、「広く、薄く」全従業員に配分するという方針を探らざるを得ません。

その後、能力主義人事を掲げる職能給制度等が登場しますが、生活保障という考え方には、しっかりとビルト・インされていました。「生きていくのに必要な経費」を用語辞典(1)。

生活給原則という考え方方が広く浸透したのは、意外なことに戦時中の1940年代のことです。戦争の「後方支援体制」を整えるた

構成員間で平等に配分

終戦後の賃金政策も、その流れ

を引き継ぎます。当時、注目を集めた賃金体系として、「電産型賃金」が挙げられます。

これは「電機産業労働組合が求した賃金体系で、窮乏の時代を反映してきわめて生活保障的な色彩の強いものであった」といわれます(日本経団連出版「人事・労務用語辞典」)。

その後、能力主義人事を掲げる職能給制度等が登場しますが、生活保障という考え方には、しっかりとビルト・インされていました。「生きていくのに必要な経費」を用語辞典(1)。

別掲 費目別、世帯人員別標準生計費(平成27年4月)

| 別掲 費目 | 世帯人員 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 食料費 | 円 27,800 | 円 34,050 | 円 45,800 | 円 57,500 | 円 69,300 |
| 住居関係費 | 43,190 | 58,260 | 50,360 | 42,460 | 34,560 |
| 被服・履物費 | 4,740 | 5,950 | 7,830 | 9,700 | 11,580 |
| 雑費Ⅰ | 27,370 | 36,890 | 56,030 | 75,190 | 94,340 |
| 雑費Ⅱ | 11,620 | 23,740 | 27,100 | 30,450 | 33,800 |
| 計 | 114,720 | 158,890 | 187,120 | 215,350 | 243,580 |